

平成27年12月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成27年12月16日(水) 開会 午前10時 3分
閉会 正午

場所 第7委員会室

出席委員 山下勝矢委員長

塩野正行副委員長

清水義憲委員、岩崎宏委員、齊藤邦明委員、荒川岩雄委員、渋谷実委員、

木村勇夫委員、菅克己委員、岡重夫委員、醍醐清委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

阿部理一郎公安委員長、貴志浩平警察本部長、櫻井雅彦総務部長、

三田豪士警務部長、北澤一浩生活安全部長、荻野高史地域部長、

阿波拓洋刑事部長、後藤秀明交通部長、敦澤洋司警備部長、

早川敏夫財務局長、布川賢二監察官室長、山本淳刑事部参事官、

大河原清光組織犯罪対策局長、古田土等警務課長、高野邦夫生活安全部参事官、

川上正美地域部参事官、菅沼孝二刑事部参事官、井桁勤運転免許本部長、

峯逸男交通部参事官、磯部隆一警備部参事官、関口啓一総務課長、

近藤秀貴情報管理課長、鈴木幹男会計課長、湯本賢訟務官、

伊古田晴正生活安全企画課長、坪信孝子ども女性安全対策課長、

杉崎恵子少年課長、安藤茂保安課長、齋藤保生活経済課長

愛敬進サイバー犯罪対策課長、千葉保治地域課長、大熊衛通信指令課長、

作田隆志刑事総務課長、近藤勝彦組織犯罪対策課長、松村雅彦交通企画課長、

新井文夫交通規制課長、風上正樹交通指導課長、町田武運転免許課長、

渋谷晃公安第一課長、富岡洋警備課長、相原浩哉危機管理課長

[危機管理防災部関係]

小島敏幸危機管理防災部長、上原満危機管理防災部副部長、

加藤信次危機管理課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹、

澁澤陽平消防防災課長、石鍋恵子化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第116号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第117号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決
第122号	独立当事者参加について	原案可決
第125号	指定管理者の指定について(埼玉県防災学習センター)	原案可決

- 2 請願
なし

所管事務調査

- 1 警察本部関係
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会テロ対策「彩の国」ネットワークについて
- 2 危機管理防災部関係
 - (1) 圏央道の県内区間開通に伴う防災対策について
 - (2) 圏央道を始めとした県内主要道路の大雪対策について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

清水委員

第116号議案及び第117号議案について伺う。

- 1 特定遊興飲食店の営業設置許容地域は、県内で大宮駅東口の地域以外に該当する場所があるのか。
- 2 特定遊興飲食店営業の営業禁止時間について、午前5時から午前6時までとした理由について伺いたい。
- 3 ゲームセンターについて、保護者同伴の場合、16歳未満の者を立ち入らせることができる時間を午後8時までとした理由を伺いたい。
- 4 風俗環境保全協議会とはどのような協議会であるか。
- 5 特定遊興飲食店の許可は期限があるのか、また、申請手数料の24,000円が30,800円となるのは、どのような場合なのか。

保安課長

- 1 風俗営業等が密集する地域は県内にもあるが、政令の基準により、住居地域等に隣接する地域等は指定できないため、大宮区の当該地域のみ該当することになる。
- 2 政令の基準では午前5時から午前6時まで、又は午前6時から午前10時までの時間帯について条例で営業を禁止できるが、当該地域の状況を調査した結果、通勤・通学者と飲酒客とのトラブル防止のためには、午前5時から午前6時までの規制が必要と認めたものである。
- 3 業界団体のアンケート結果や、16歳未満の少年が重大事件に巻き込まれる事案が発生し社会的問題になったこと、関東圏の各都県の改正動向等を踏まえ午後8時までとしたものである。
- 4 改正後の風適法第38条の4で新たに定められたもので、風俗営業等の営業に関して、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報共有、関係者の連携の緊密化、地域における良好な風俗環境の保全に対する悪影響を排除するために必要な対策について協議することとされている。
- 5 申請手数料は、許可を受ける場合に一回納めればよいものである。また、手数料30,800円については、既得権で営業していた者が、火災等の災害により営業所が消滅し、建替えをして特例許可申請をする場合、既得権の調査を行うことから、24,000円に6,800円を加算するものである。

齊藤委員

第122号議案について伺う。

- 1 民事訴訟において、独立当事者参加をする例はそれほど多くないと思われるが、これまでに埼玉県警察が独立当事者参加をしたことはあるのか。
- 2 独立当事者参加した場合において、県警は法廷でどのような主張をしていくのか。
- 3 被告は暴力団員とのことであるが、県内における暴力団情勢について伺いたい。
- 4 民事上の紛争は、当事者同士の話し合いや家庭裁判所における調停等による解決を図るのが一般的と思われるが、警察官が民事上の紛争に対応することがあるのか。

訟務官

- 1 これまでに埼玉県警察が独立当事者参加をしたという事例はない。
- 2 対応した警察官の職務行為は適正であるので、埼玉県に不法行為がないことを法廷で主張していきたい。

組織犯罪対策課長

- 3 県内暴力団情勢は、平成26年末現在、構成員等約1,730人である。組織別では、住吉会が約640人、六代目山口組が約400人、稲川会が約280人であり、この主要三団体で約76.3パーセントを占めている。六代目山口組は、平成17年に國粹会を傘下に収めたことから、本県内においても勢力を伸ばし、平成23年には稲川会を抜いて県内第2位の勢力となった。本年8月、六代目山口組の組織の一部が離脱して、新たに「神戸山口組」を立ち上げたことから、その規模、傘下組織等について情報収集中である。なお、現在のところ、県内において対立抗争の発生はない。
- 4 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護をその責務としており、一般論として、個人の生命等に被害が生じるおそれがある場合には、事案の背景に民事上のトラブルがあるかどうかにかかわらず、法律の範囲内で被害防止のための措置等を積極的に講じることとしている。

岡委員

第116号議案について伺う。ゲームセンターの立入制限の条件について、他県の改正状況はどうか。

保安課長

保護者同伴の場合は午後8時までとするのが、本県、神奈川県、宮城県及び徳島県の4県である。また、条例改正を行わず現行のままとするのが3県で、沖縄県は18歳未満の者は午後8時まで、栃木県、茨城県は、16歳未満の者は午後6時までに立入制限されている。

木村委員

第116号議案について伺う。保護者であることの確認はだれがどのように行うのか。

保安課長

事業者の責任において確認していただく。

菅委員

第122号議案について伺う。

- 1 独立当事者参加の事例は少ないとのことであるが、裁判に参加した場合の勝算や訴訟の行方について可能な範囲で伺いたい。
- 2 今後、このようなことが起きた場合の方針を伺いたい。

訟務官

- 1 埼玉県に不法行為がないことを法廷で主張していく。

監察官室長

2 今後の方針については、事案に基づいて訴訟告知がされた場合には、正当な業務行為であれば、正々堂々と主張すべきと考えているので、今後もこのように対応していきたい。

菅委員

訴えられた原因として、感情的な問題もあるかもしれないが、県警に手続き上の瑕疵や何らかの問題がなかったのか。

監察官室長

この訴訟告知の意図は、県警では推察のみで判断することができない。訴訟の中で、相手方から主張されるものと理解している。今回の事案については、民事事件に関して警察が関与したとして訴訟告知してきたものと承知しているが、それが定かかかどうかについては、今後の訴訟で明らかにしていきたい。

渋谷委員

第122号議案について伺う。警察官が暴力団員の意向を伝えたことそのものが暴力行為である。訴えられるのは当たり前だと思わないか。

警察本部長

本事案に関して、当事者間の民事トラブルに起因する刑事事件の発生を防止するために当該警察官が関与したものであり、暴力団関係者に、警察官が便宜を図るために関与したわけではない。

渋谷委員

警察は誤解されるようなことはすべきではない。警察が巻き込まれたこと自体がおかしいと考えるがどうか。

刑事部長

事案の背景等については、今後の訴訟で明らかになっていくものと思うが、警察は個人の生命、身体及び財産の保護をその責務としており、一般論として、個人の生命等に危害が生じるおそれが場合には、事案の背景に民事上のトラブルがあろうともなかろうとも、積極的に法で許される範囲内で被害防止の措置を講じていくことが適切であると考えている。

荒川委員

第116号議案及び第122号議案について伺う。

- 1 保護者同伴による立入らせ時間を午後8時まで延ばしたことは、ゲームセンター等の業界の要望を踏まえたものなのか。
- 2 訴訟告知は通常は被告が行うものだが、原告が行ったということは、警察を巻き込みたいということであるので、県が独立当事者参加をするという判断は正しい。今度、この種の民事トラブルに警察が巻き込まれないために、どのような対応をしていくのか。

刑事部長

2 本件の個別具体的な背景については、今後明らかになってくると思うが、御指摘のとおり、民事上のトラブルに介入することはもちろん避けるべきである。一方で、それが発端となり、刑事事件に発展する可能性がある場合、御指摘に配慮しつつ、新たな刑事事件にならないように防ぐことは警察の責務である。その点は、うまくバランスを考えながら一番良い方法で、警察力が発揮できるように努めてまいりたい。

生活安全部長

1 ゲームセンター等の業界からは、法律で可能な限り立ちらせ時間を延ばしてほしい、つまり、保護者同伴で22時までにしてほしいという要望を受けている。一方、「現行のままで良い」との意見も多数あることも承知しており、総合的に検討した結果、今回の改正に当たり、午後8時までとして審議いただくこととしたものである。なお、本件については、県民コメントにおいて11件の意見があったが、全ての意見で「現行よりも保護者同伴であれば、立ちらせ時間を延ばしてもよい」との内容であり、一方で、午後8時以降に立ちらせることについての意見はなかった。

荒川委員

民事トラブルに巻き込まれないために十分注意してもらいたい、本部長の決意を伺いたい。

警察本部長

警察が民事トラブルの当事者のどちらか一方に加担することは許されないし、そのような印象を持たれるのも望ましくない。一方で、民事トラブルが背景にあっても刑事事件に発展するおそれがあるものを抑止することも警察の責務であるので、このような誤解を招かないように、細心の注意を払って対応してまいりたい。

岩崎委員

第122号議案について伺う。原告は被告に請求の拡張をして、30万円を追加したとのことだが、警察の方に請求されたのか。

訟務官

請求の拡張は、原告が被告に対して、30万円の損害賠償の支払いを求めたものである。仮に裁判で、県に「共同不法行為がある」、「損害賠償債務がある」という判決が出されると、後に、被告から国家賠償請求を起こされる可能性がある。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

清水委員

- 1 指定管理者公募への申請が1団体だけで、競争にならないことについてどう考えるか。
- 2 審査が通らなかった場合はどうなるのか。
- 3 コスト面についてはどうなのか。
- 4 指定管理者に対して、県はどのようなことを期待しているのか。

危機管理課長

- 1 指定管理者の選定に当たっては、価格のみで決定する一般競争入札ではなく、事業の

性質に鑑み、広く公平性と業務水準を確保するために公募とした。1団体の応募であったため、優劣の比較はできなかったが、候補者選定委員会において、企画力や配置される職員、運営体制など19項目の審査を行い、全て適正水準に達していることを確認した。

- 2 仮に一部の審査項目が適正水準に満たなかった場合には、改善を求めながら適正な業務水準を確保していくことになる。
- 3 申請者から提案があった平成28年度委託費が7,323万円となっており、指定管理導入前の平成17年度と比較すると4.8%減、365万7千円の減となっている。また、決算が出ている直近の平成26年度と比較しても、2.2%減、165万円の減となっている。
- 4 指定管理者に対しては、民間事業者が持つ多様なノウハウ、経験及び大学・民間企業等とのネットワークなどを活用して、利用者本位のサービスを提供することや効率的な運営を推進することを期待している。

菅委員

- 1 公募が1団体であったことは、予算的な限界があること、公募が掲示だけの待ちの姿勢であることという構造的な問題があると考えるが、優秀な展示会社に金額の提示をせず、応募の働き掛けをしたのか。
- 2 施設内容について選定理由に記載されていないが、今後の施設リニューアルについて、申請者から提案を受けていなかったのか。

危機管理課長

- 1 公募に当たっての事前の働き掛けは行っていないが、現地説明会には5団体が参加しており、そのうちの2団体が共同事業体として申請された。なお、共同事業体が、今まではビル管理業者が代表者であったが、今回から展示施設企画運営業者が代表者となっており、展示内容もより良いものになると期待しているところである。
- 2 申請者から、どのような施設や機能が必要かということプレゼンテーション等の中で聞き取りを行った。リニューアル展示については、学識経験者を入れて施設の在り方として検討しており、予算をいただきながら改装等に取り組んでいきたい。

菅委員

学識経験者の提案と県民にどう理解してもらうかは別の話であると思うので、公募の中で事業者に提案してもらうべきではなかったのか。

危機管理課長

施設の在り方については、学識経験者が中心となって、NPO、利用者で検討を進めた。今後、展示内容を決めていく段階では、指定管理者の意見も生かしていきたい。

荒川委員

点数が361.5点であるが、100点満点として換算すると72.3点になるが、この点数は良い方なのか、悪い方なのか。何点ぐらいが合格点となっているのか。

危機管理課長

全19項目について、例えば配点5点のところ中間の3点を適正水準とし5人の委員で

審査を行い、行政サービスとして適切な水準に達しているか確認をした。

荒川委員

100点に近い方が良いと思うが、72点は良い方なのか。

危機管理課長

全て適正水準を超えているので、合格と考えている。

荒川委員

60点でも100点でも合格という理解でよいのか。

危機管理課長

そのとおりである。

岩崎委員

通常、合格点は75点ぐらいかと思うが、今回は72点で1団体しか応募していないから選びようがなかったのではないのか。他の指定管理でも同様であるが、大手中心、東京中心となっていて、県内企業育成の意識が少ないように感じる。今回72点で、合格点と思われる75点に達していないので、再度募集するという考えはないのか。

危機管理課長

例えば、配点5点満点で基準の3点を上回っていることを合格の条件として委員に審査いただき、全てが上回っているので合格とした。

県内企業の育成については、今後の公募の際には幅広く広報をし、幅広く応募が得られるようにしていきたい。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会テロ対策「彩の国」ネットワークについて）】

菅委員

- 1 前年度に開催されるラグビーワールドカップは対象とするのか。また、会場となる熊谷市は、今後ネットワーク参加するのか。
- 2 オリンピック・パラリンピックでは、サッカーの競技場として埼玉スタジアムが検討されている。川口市まで交通機関を利用した後、会場まで歩いていく人もいるが、会場近隣の官公庁のネットワーク参加について伺いたい。
- 3 市民の目をどう反映させるかという観点から、自主防犯組織の方々との連携も非常に重要になってくるが、どのように考えているのか。

警備課長

- 1 今回のネットワークは「2020年の東京五輪」を冠として、まずは世界最大級のスポーツの祭典である東京五輪を照準にしたものである。前年開催されるラグビーワールドカップについても、当然テロ対策に取り組むため、熊谷市の加入を含めネットワーク

の運用について調整していきたいと考えている。

- 2 今回のネットワークは、オリンピック開催市に加入していただいているが、今後広域的な対策を必要と考えているので、賛同いただける市町村に積極的に働き掛け、加入を促してまいりたい。
- 3 今回のテロ対策ネットワークは、まずは必要最小限ということで加入をいただいたところである。今後は、オール埼玉の体制で検討し、賛同いただける地域の防犯団体・構成員に対し、どの程度協力を願えるか、意向等も確認していきながら働き掛けてまいりたい。

【所管事務に関する質問（圏央道の県内区間開通に伴う防災対策について及び圏央道を始めとした県内主要道路の大雪対策について）】

清水委員

- 1 圏央道が県内区間全線開通したことによって、防災対策も大きく変わると考えるが、防災対策における圏央道の位置付け、これまでの取組及び今後の取組について伺う。
- 2 圏央道を始めとする県内主要道路の除雪体制はどうなっているのか。また、危機管理防災部ではどのような対策を取るのか。

消防防災課長

- 1 圏央道は、災害発生時に救援活動や支援物資の輸送を支える緊急輸送道路の一つに指定されている。また、首都直下地震を想定した場合、圏央道は都心から放射状に延びる高速道路を横につなぐ路線であり、相対的に被害の少ない離れた地域の環状道路であるため、迂回路としての活用も考えられる。このことから、本県のみならず首都圏においても防災対策上の「要」となる路線であると理解している。

これまでの取組としては、平成26年度から高速道路のインターチェンジ周辺で民間企業や大学の協力をいただきながら、救援物資の集積拠点、消防・警察・自衛隊などの部隊の集結拠点となる広域支援拠点の確保を図ってきた。昨年度、7つの企業・大学と協定を結んだが、そのうち5か所が圏央道周辺にある企業、大学用地である。また、本年8月には桶川市の城山公園をメイン会場として九都県市合同防災訓練を行った。この訓練では、圏央道桶川北本インターチェンジを活用して、救援物資の広域輸送訓練を行った。このように圏央道の地域性、優位性を生かした防災対策に取り組んできたところである。

今後の取組としては、来年1月15日には九都県市合同で図上訓練を予定している。この訓練では災害時における圏央道の利活用と併せ、県内を走る高速道路や主要国道における被害の早期復旧、道路啓開を検討したいと考えている。引き続き圏央道を生かした広域支援の確保や訓練の充実を努めていきたいと考えている。

- 2 道路の除雪については、基本的にはそれぞれの道路管理者が対応することとなる。圏央道を管理するNEXCO東日本では、昨年2月の大雪を踏まえ、雪氷車を72台から84台に増強することや追越し1車線を先に除雪するなど、除雪能力の向上と早期の通行止め解除を目指すとしている。また、県管理道路では、県土整備事務所管内ごとに警察、国や市町村などを含む道路管理者、建設業者などによる除雪連絡協議会を設置し、優先除雪路線を選定するとともに、建設業者が保有する機材や人材等の把握などを行っている。

危機管理防災部としての対策であるが、市町村支援と広域連携が県の役割だと考えている。その中で危機管理防災部としては、防災ヘリによる救出・救助や他機関からの受

援、例えば、除雪能力が追い付かないといった場合には、群馬、新潟と三県防災協定を結んでいるので、協定による除雪応援や国土交通省のTEC-FORCEの出動を要請する。また、県民の皆さんへの情報発信も重要な役割の一つだと考えている。大雪が予想される際には、不要不急の外出は避けること、大雪により立ち往生した車両等に対しては車内への排ガスの逆流による一酸化炭素中毒に気をつけるなど、昨年2月の際にもやっていただいたが、NACK5などの放送事業者等の協力をいただきながら県民の皆さんに対して注意喚起を行っていく。情報共有が最も重要と考えており、本年12月3日には庁内関係部局や市町村、ライフライン事業者、大宮国道事務所などの国機関に集まいただき大雪に関する連絡会議を開催した。熊谷地方気象台の協力による今冬の降雪予想や県で作成した大雪に対するタイムライン等について説明し、共通認識を図ったところである。できるだけ想定できることについて情報共有して対応してまいりたい。

菅委員

圏央道は緊急輸送道路に位置付けられていることは理解したが、県内には深谷断層や綾瀬川断層があり、圏央道にもかかっている。圏央道に頼り切るのは危険だと考えるがどうか。

消防防災課長

御指摘のとおりで、圏央道に全て頼り切るわけではない。全国からの応援を考えると都心から放射状に延びる高速道路の利用が効率的と考えている。圏央道が絶対というのではなく、ネットワーク化された道路の中の一つのルートと捉えて、災害対応に当たっていく。